

ダイオキシン類対策特別措置法による規制・指導の概要

この資料は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「法」という。）に規定する特定施設に係る届出や規制基準等についてまとめたものです。

1 主な用語の解説

(1) ダイオキシン類とは

法における「ダイオキシン類」とは、次に掲げる物質のことをいいます。

ア ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）

イ ポリ塩化ジベンゾ・パラ-ジオキシン（PCDDs）

ウ コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）

(2) 特定施設

特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、廃棄物焼却炉等の施設であって、ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する施設（大気基準適用施設）、又はこれ（ダイオキシン類）を含む汚水若しくは廃液を排出する施設（水質基準対象施設）で政令で定めるものをいいます。

1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設とは、大気排出基準が適用される特定施設をいいます。施設の種類については、表 1 を参照してください。

2) 水質基準対象施設

水質基準対象施設とは、水質排出基準に係る特定施設をいいます。施設の種類については、表 2 を参照してください。

なお、水質基準対象施設には公共下水道に接続しているものや、ダイオキシン類を含む汚水・廃液を事業所内で循環利用するなど、公共用水域に排出しない施設も含まれます。

表 1 大気基準適用施設

番号	特定施設	規制対象規模	
1	焼結鉾（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力 1 t/h 以上	
2	製鋼の用に供する電気炉（铸鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量 1,000kVA 以上	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉾炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h 以上	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉 及び 乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h 以上
		溶解炉	容量 1 t 以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積*0.5m ² 以上 又は 焼却能力*50kg/h 以上	

（法施行令別表第 1）

※ 2 以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積（焼却能力）の合計

表 2 水質基準対象施設

番号	特定施設
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設

7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	四―クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	二・三―ジクロロー―四―ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	八・十八―ジクロロー―五・十五―ジェチル―五・十五―ジヒドロジインドロ〔三・二―b；三'・二'―m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四4年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

（法施行令別表第2）

(3) TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は各異性体の毒性が異なるため、二・三・七・八ー四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算して合計した毒性等量 (TEQ) により表すものとしています。(単位は、「TEQ」として表しています。) 二・三・七・八ー四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性への換算は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度に毒性等価係数 (TEF) を乗じて合計するものとしています。この際、用いる毒性等価係数は、参考資料として、最終ページに示しています。

(4) pg (ピコグラム)

重さの単位のひとつ。1 ピコグラムは、1 兆分の 1 グラムを示します。

2 特定施設を設置するものの義務

工場又は事業場に、法で定める特定施設を設置する場合、設置者には以下のような義務があります。

特定施設の届出の義務	法第 12 条、法第 13 条、法第 14 条、法第 18 条、法第 19 条
排出基準を守る義務	法第 20 条
事故時の措置の義務	法第 23 条
測定及び報告の義務	法第 28 条
公害防止組織の整備	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
公害防止管理者の選任等の届出	

(1) 届出書の種類

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
特定施設設置届出書 様式第 1 (法第 12 条第 1 項)	特定施設を設置しようとするとき (増設、更新を含む)	設置工事着手の 60 日前
特定施設使用届出書 様式第 1 (法第 13 条第 1 項)	ある施設が特定施設となった際、現にその施設を設置しているとき (設置の工事をしている場合も含む)	新たに施設に指定された日から 30 日以内
特定施設変更届出書 様式第 1 (法第 14 条第 1 項)	上記の設置届出書又は使用届出書により届出をした施設の構造、使用の方法又は処理の方法を変更しようとするとき	変更工事着手の 60 日前
氏名等変更届出書 様式第 3 (法第 18 条)	以下の内容を変更したとき ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場名称及び所在地	変更のあった日から 30 日以内
特定施設使用廃止届出書 様式第 4 (法第 18 条)	特定施設の使用を廃止したとき	施設の使用を廃止した日から 30 日以内
承継届出書 様式第 5 (法第 19 条第 3 項)	特定施設を譲り受け、又は借り受けたとき 届出者について相続又は合併があったとき	承継のあった日から 30 日以内
ダイオキシン類測定結果 報告書 様式第 6 (法第 28 条第 3 項)	年 1 回以上の測定を行い、測定結果が出たとき	測定結果が出たとき

(2) 届出に必要な書類等

届出に必要な書類は、次表のとおりです。各届出とも2通提出してください。

届出の種類	届出に必要な書類	
	届出様式	添付書類
設置届出書	共通：様式第1 大気基準適用施設： 別紙1～3 水質基準対象施設： 別紙4～6	共通： 1. ダイオキシン類発生抑制のための構造上の配慮及び 運転管理に関する事項を記載した書類 2. 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方 法を記載した書類 3. 敷地内配置図 4. 特定施設の構造とその寸法を記載した書類 5. 処理施設の構造とその寸法を記載した書類 6. 工場・事業場への案内図 大気基準適用施設 1. 排出ガスの発生及び排出ガスの処理の系統並びに排 出ガスの測定箇所を記載した書類 2. 排出ガス量の計算書 3. 原料・燃料の成分表 水質基準対象施設 1. 用水及び排水の系統を記載した書類 2. 用排水経路及び排出口の位置を記載した平面図 3. 特定施設を含む操業の系統図 4. 汚水等の処理の系統図 5. 処理施設の設計計算書
使用届出書		1. 変更内容を説明する書類 2. 変更部分を示す図面又は書類
変更届出書		-
氏名等変更届出書		-
使用廃止届出書	様式第4	-
承継届出書	様式第5	-
ダイオキシン類測 定結果報告書	様式第6 別紙1又は別紙2	-

3 排出基準等

(1) 大気基準適用施設

大気基準適用施設を設置している者は、当該施設について、次に定める排出基準を遵守しなければなりません。

番号	特定施設 (大気基準適用施設)		排出基準		On※ (%)
			新設	既設 (~H14.1.14)	
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉		0.1	1	15
2	製鋼の用に供する電気炉		0.5	5	
3	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		1	10	
4	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		0.1	1	12
5	廃棄物焼却炉	焼却能力	4t/h 以上	0.1	
			2t/h～4t/h	1	
			2t/h 未満	5	

(法施行規則別表第1)

※ On は換算酸素濃度

酸素換算式

$$C = \{ (21 - O_n) / (21 - O_s) \} \times C_s$$

C：酸素の濃度 On における濃度（0℃、101.32kPa）（ng/m³）

On：換算する酸素の濃度（%）

Os：排ガス中の酸素濃度（20%を超える場合は Os=20 とする。）（%）

Cs：排ガス中の実測濃度（ng/m³）

(2) 水質基準対象施設

水質基準対象施設を設置している者は、排出水について次に定める規制基準を遵守しなければなりません。

- ・ 水質基準対象施設（全施設） 10 pg-TEQ/L（法施行規則別表第2）

(3) 廃棄物焼却炉から発生するばいじん等の処理（法第24条、法施行規則第7条の2）

廃棄物焼却炉（特定施設）から排出される集じん機によって集められたばいじん、焼却灰、燃え殻の処分を行う場合は、ばいじん等に含まれるダイオキシン類の量が基準以内となるように処理しなければなりません。

- ・ 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準 3 ng-TEQ/g

※ 経過措置

平成12年1月15日において現に設置され、又は設置の工事がされている焼却炉から排出されるばいじん等については、次の方法により処分を行えば基準は適用されません。

- 1) セメント固化設備を用い重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にするために十分な量のセメントと均質に練り混ぜ十分に養生して固化する方法
- 2) 薬剤処理設備を用い十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法
- 3) 酸その他溶媒に重金属を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、溶出液中の重金属を沈殿させ、沈殿物及び脱水処理に伴って生じる汚泥について、重金属が溶出しない状態にし、または精錬工程において重金属を回収する方法

4 測定の義務等

(1) 測定の頻度（法第28条、法施行令第4条）

特定施設の設置者は、年1回以上、事業場から排出される「排出ガス」、「排出水」に含まれるダイオキシン類の汚染の状況について測定を行い、市長に報告しなければなりません。

なお、廃棄物焼却炉（特定施設）を設置している事業者においては、排出ガスの測定と併せて集じん機等によって集められた「ばいじん」、「焼却灰（燃え殻）」について、測定を行わなければなりません。

また、水質基準対象施設からの排水を公共下水道に排除するなど、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液がその構造等から判断して、公共用水域に排出されることがないと認められる場合には、測定義務はかかりません。

(2) 測定項目

特定施設		排出ガス	排出水	ばいじん	焼却炉 (燃え殻)
廃棄物焼却炉以外	大気基準適用施設	○			
	水質基準対象施設		○		
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉 (廃ガス洗浄施設等の 水質基準対象施設から の排水がある場合)	○	○	○※	○
	廃棄物焼却炉 (水質基準対象施設から の排水がない場合)	○		○※	○

※ 集じん施設を設置している場合に該当

(3) 測定方法（法施行規則第2条）

施設区分	測定項目	測定頻度	測定方法
大気基準適用施設	排出ガス	年1回以上	法施行規則第2条第1項第1号 (JIS K0311)
水質基準対象施設	排出水		法施行規則第2条第1項第2号 (JIS K0312)
廃棄物焼却炉※	ばいじん 焼却灰 (燃え殻)		法施行規則第2条第2号 (平成16年環境省告示第80号)

※ 廃棄物焼却炉のうち焼却能力が1時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガス、または、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻について測定する場合にあっては、次に掲

げの方法によって行うことができます。(平成 17 年環境省告示第 92 号)

- ・ ダイオキシン類がアリアル炭化水素受容体に結合することを利用した方法
- ・ ダイオキシン類を抗原とする抗原抗体反応を利用した方法
- ・ ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

(4) 報告様式(法施行規則第 8 条)

測定結果は様式第 6「ダイオキシン類測定結果報告書」により行ってください。

(5) 報告部数(法施行規則第 9 条)

2 部提出してください。受付印を押した後、一部を返却します。

5 命令等

(1) 計画変更命令等(法第 15 条)

特定施設の設置の届出又は特定施設の構造等の変更の届出があった場合において、その届出に係る特定施設に係る排出ガス(当該特定施設の排出口)及び排水(事業場の排水口)が排出基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法に関する計画の変更又は特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることがあります。

(2) 改善命令等(法第 22 条)

排出ガスの排出口及び排水の排水口で排出基準に適合しないと認めるときは、当該排出者に対し、期限を定めて当該特定施設の構造若しくは使用の方法を若しくは特定施設に係る排出ガス若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の方法の一時停止を命ずることがあります。

6 事故時の措置(法第 23 条)

特定施設の故障、破損その他の事故が発生し、ダイオキシン類が大気中又は公共用水域に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めなければなりません。また、直ちに、事故の状況を市長に通報しなければなりません。

7 報告及び検査(法第 34 条)

(1) 特定施設の設置者に対して、施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。

(2) 特定施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査することがあります。

8 罰則(法第 44 条、法第 45 条、法第 46 条、法第 47 条、法第 48 条、法第 49 条)

改善命令等に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

9 公害防止管理者等の選任及び届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定規模の工場の設置者には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。

(1) 選任が必要な工場(以下「特定工場」という。)

次の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合、設置している施設の種類等に応じて公害防止管理者等を選任する必要があります。

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者等の区分	
業種	設置している施設	公害防止管理者	公害防止統括者
		ダイオキシン類	
・ 製造業 (物品の加工業を含む。) ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	大気基準適用施設 (廃棄物焼却炉を除く)	○	●
	水質基準対象施設 (番号 15～19 の施設を除く)	○	●

備考 ○印は選任が必要です。

●印は常時使用する従業員の数が 20 人以下の場合は不要です。

公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。

業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 公害防止管理者等の選任

特定工場の設置者（以下「特定事業者」という。）は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任しなければなりません。

(3) 選任等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次の表のとおり届出を行わなければなりません。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期限	届出期限	添付書類	提出部数
選任の届出	公害防止管理者等の選任	◎ 公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30日以内 (様式第1)	選任、解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し	正本1通及びその写し1通
解任の届出	公害防止管理者等の死亡又は解任	◎ 公害防止管理者とその代理者の選任の場合は、60日以内 (様式第2)			

(4) 承継の届出

公害防止管理者等の選任の届出をした特定事業者には、相続又は合併があった場合には、その旨の届出を行わなければなりません。

区分	地位を承継する事ができる者	届出期限	提出部数
相続	届出をした特定事業者の相続人	遅滞なく (事由が発生した日から概ね30日以内) (様式第3の2)	正本1通及びその写し1通
合併	届出をした特定事業者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人		

10 届出先及び問い合わせ先

- 緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区
相模原市環境経済局環境部環境保全課
住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 6 階
電話：042（769）8241
- 緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）
相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課
住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階
電話：042（780）1404

参考資料

表 二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシンの毒性への換算表

種類	異性体	係数
1 ポリ塩化ジベンゾフラン	二・三・七・八―四塩化ジベンゾフラン	0.1
	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾフラン	0.03
	二・三・四・七・八―五塩化ジベンゾフラン	0.3
	一・二・三・四・七・八―六塩化ジベンゾフラン	0.1
	一・二・三・六・七・八―六塩化ジベンゾフラン	0.1
	一・二・三・七・八・九―六塩化ジベンゾフラン	0.1
	二・三・四・六・七・八―六塩化ジベンゾフラン	0.1
	一・二・三・四・六・七・八―七塩化ジベンゾフラン	0.01
	一・二・三・四・七・八・九―七塩化ジベンゾフラン	0.01
	八塩化ジベンゾフラン	0.0003
2 ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	二・三・七・八―四塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	1
	一・二・三・七・八―五塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	1
	一・二・三・四・七・八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	0.1
	一・二・三・六・七・八―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	0.1
	一・二・三・七・八・九―六塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	0.1
	一・二・三・四・六・七・八―七塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	0.01
	八塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン	0.0003
3 コプラナーポリ塩化ビフェニル	三・四・四'・五―四塩化ビフェニル	0.0003
	三・三'・四・四―四塩化ビフェニル	0.0001
	三・三'・四・四'・五―五塩化ビフェニル	0.1
	三・三'・四・四'・五・五―六塩化ビフェニル	0.03
	二'・三・四・四'・五―五塩化ビフェニル	0.00003
	二・三'・四・四'・五―五塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・三'・四・四―五塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・四・四'・五―五塩化ビフェニル	0.00003
	二・三'・四・四'・五・五―六塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・三'・四・四'・五―六塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・三'・四・四'・五―六塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・三'・四・四'・五・五―七塩化ビフェニル	0.00003
	二・三・三'・四・四'・五・五―七塩化ビフェニル	0.00003